

公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年6月10日

愛媛県立八幡浜工業高等学校長 清水 浩

1 入札に付する事項

(1) 件名

レーザー加工機外の購入

(2) 購入物品名及び数量

レーザー加工機 1 台・集塵脱臭装置 1 台及びノートパソコン 6 台

(3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

(4) 納入期限

令和7年12月10日（水）

(5) 納入場所

愛媛県立八幡浜工業高等学校 第3教棟1階 試験計測実習室

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 4の(3)に掲げる提出受付期間の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (3) 納入期限までに適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

3 開札の日時、場所

令和7年7月9日(水) 午前10時00分

愛媛県立八幡浜工業高等学校 本館1階応接室

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先

愛媛県立八幡浜工業高等学校 事務室

〒796-8003 愛媛県八幡浜市古町二丁目3番1号

電話番号 0894-22-2515

- (2) 入札説明書の交付方法

公告日から6月26日(木)までの執務時間中(月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。))の午前8時20分から午後4時50分までをいう。)に(1)に掲げる場所で交付するほか、愛媛県立八幡浜工業高等学校ホームページにおいて公表する。

- (3) 入札書の提出受付期間

令和7年7月4日(金)午前8時20分から7月9日(水)午前9時59分まで

- (4) 入札方法

開札の日時に開札の場所へ持参して提出するか、又は、令和7年7月9日(水)午前9時59分まで(必着)に4の(1)に掲げる場所に郵送(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99条)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規程する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。)により提出すること。

- (5) 受付時間

午前8時20分から午後4時50分までとする。

5 その他

- (1) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

- (2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す業務を提供できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、発注者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出期限：令和7年6月26日(木)午後4時50分

イ 提出場所：4の(1)に掲げる場所

- (3) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否

要

なお、契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結(以下「電子契約」という。)が可能である。

落札した場合に電子契約を希望する場合は、上記5（2）アに掲げる期限までに電子メール（yawt-hof@school.esnet.ed.jp）にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。

競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。

契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

契約書が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると学校長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

前項の予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合、落札者の決定は、くじ引きにより決定するものとする。

(6) その他

ア 契約保証金

愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。

イ 詳細は、入札説明書による。